

27川監公第10号

平成27年7月28日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年12月10日付け26川監公第12号で公表した定期監査及び同日付26川監公第13号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

27川総行革第88号

平成27年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 奥宮 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年12月10日付け26川監報第10号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 平成26年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

### 1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

#### (1) 退職慰労金にかかる会計処理を適正に行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎臨港倉庫埠頭株式会社の平成24年度事業報告書をみたところ、退任取締役に対する退職慰労金を支出していたことが確認できた。

しかしながら振替伝票等をみたところ、退職慰労金は役員退職給与積立金から直接支出されており、費用として計上されていなかった。

退職慰労金の支出に当たっては費用として計上されるとともに、市は川崎臨港倉庫埠頭株式会社に指導されたい。

##### [措置内容]

指摘事項については、会計処理の適正化を図るよう指導し、役員退職給与積立金を利益剰余金に戻し、新たに役員退職慰労引当金を計上したことを確認しました。

今後、役員の退職慰労金の支出をする際は費用として計上することを確認しました。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

#### (2) 経理規程に基づき適正に契約を行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎冷蔵株式会社の経理規程及び契約事務取扱要項によると、契約金額が100万円を超える契約は、契約書により契約を締結することとされている。

しかしながら、契約金額が100万円を超える契約関係書類を4件抽出して

みたところ、4件全ての契約について、契約書が作成されていなかった。

経理規程及び契約事務取扱要項に基づき、適正な契約事務を執行されるとともに、市は川崎冷蔵株式会社に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎冷蔵株式会社の経理規程及び契約事務取扱要綱に基づき、100万円を超える物品の購入や請負工事について契約書を作成するよう指導を行いました。

今後も法令、規程等に基づいた適正な契約事務の執行を行うよう指導してまいります。

(川崎冷蔵株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

### (3) 監事の監査の公正性を確保すべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市国際交流協会の監事の就任状況についてみたところ、監事2名のうち1名については、別途会計業務等に関して顧問契約を締結している税理士が就任していた。これは、会計業務等の顧問が、監事として自ら監査することになり、監査の公正性の観点から適切ではない。

監事の監査の公正性を確保されるとともに、市は公益財団法人川崎市国際交流協会に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、顧問契約を締結している税理士である監事について監事の任を解き、別の者が監事として就任したことを確認しました。

平成26年度の決算については、会計業務等の顧問契約を締結していない監事により実施し、監査の公正性を確保しました。

今後についても、監事による監査の公正性を確保するように努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

(4) その他改善を要する軽易な事項

ア 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、会計処理の適正化を図るよう指導し、財務諸表に対する注記等について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていることを確認しました。

今後は財務諸表に対する注記を適正に記載するよう努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

イ 物品預り書を徴すべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市国際交流協会に対する物品の貸付けに際し、川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）に基づく物品預り書を徴していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、貸し付けている物品の確認を行い、物品預り書を徴しました。

今後は物品預り書の徴収を徹底し、適正な事務の執行に努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

## 2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

### (1) 利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

川崎市少年自然の家条例（昭和52年条例第16号）第13条第2項によると、利用料金は、前払しなければならないとされており、ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでないとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家（以下「自然の家」という。）における利用料金の徴収状況についてみたところ、全ての支払が後払となっていた。

市は、指定管理者に対して、特別の理由がある場合を除き、前払による徴収を行うよう指導するとともに、指定管理者は、利用料金に係る事務を適正に行われたい。

#### [措置内容]

指摘事項については、利用開始前に利用料金を納める前払とするよう指導を行い、指導時にすでに申し込みの入っていた利用者・団体も含め、利用料金の前払を開始し、ホームページにも入所時に施設利用料を支払う旨を明記したことを確認しました。

今後は適正な料金徴収事務に努めていきます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

### (2) 適切に収支報告を受けるべきもの

#### [指摘の要旨]

川崎市みぞのくち保育園の指定管理に関する基本協定書第7条によると、指定管理者は、毎年度の管理業務終了後、市に指定管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書を提出することとされている。

しかしながら、市は、指定管理業務以外の収支を含んだ資金収支決算書の数値をもって川崎市みぞのくち保育園の管理運営に係る収支として把握し、評価していた。

市は、指定管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書の提出を求め、指定管理業務に係る収支状況を的確に把握し、評価されるよう努められたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成26年度決算から、指定管理業務に係る部分に限定した収支決算書を作成するよう指導を行い、修正された収支決算書を確認しました。

(高津区役所こども支援室)

### (3) 共同事業体の収支状況を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎シンフォニーホールは、代表者を公益財団法人川崎市文化財団、構成員を株式会社シグマコミュニケーションズ、サントリーパブリシティサービス株式会社とする川崎市文化財団グループが指定管理者として管理を行っている。

また、川崎市アートセンターは、代表者を公益財団法人川崎市文化財団、構成員を学校法人東成学園、学校法人神奈川映像学園とする川崎市文化財団グループが指定管理者として管理を行っている。

指定管理者から提出された川崎シンフォニーホール及び川崎市アートセンターに係る収支計算書をみたところ、代表者が構成員に業務分担金として配分した費用の記載があるのみで、構成員が実際に支出した費用の内容については記

載がなかった。

市は、業務分担金の内容について把握していたものの、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、事業報告書等において共同事業体としての収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、業務分担金の内容を明らかにした事業報告書等を提出するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、事業報告書へ業務分担金の内訳を記載するよう指導し、事業分担金の内訳について事業報告書等により報告を受け確認を行いました。

今後も適正な管理に努めます。

(川崎市文化財団グループ(川崎シンフォニーホール)、川崎市文化財団グループ(川崎市アートセンター))

(市民・こども局市民文化室)

#### (4) 会計区分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

事業報告における収支報告を確認したところ、次のとおり不適切な事例があった。事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営に係る経費を正確に把握することができないので、改められたい。

[指摘の要旨]

ア 川崎シンフォニーホールにおいて、指定管理業務に含まれない川崎シンフォニーホール第三期指定管理者応募書類の素案の作成に係る経費が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

[措置内容]



指摘事項については、指定管理業務に含まれない経費を指定管理業務の収支報告に含まないように指導を行い、当該経費について川崎市文化財団グループから市へ精算が行われたことを確認しました。

今後も適正な管理に努めます。

(川崎市文化財団グループ)

(市民・こども局市民文化室)

[指摘の要旨]

イ 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムにおいて、指定管理業務に含まれない藤子・F・不二雄ミュージアム製作委員会決算資料作成に係る経費が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

[措置内容]

指摘事項については、藤子・F・不二雄ミュージアム製作委員会から指定管理者に対し、決算資料作成料を支払い、精算を行ったことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(株式会社藤子ミュージアム)

(市民・こども局市民文化室)

[指摘の要旨]

ウ 多摩川緑地バーベキュー広場において、自主事業に係る全ての租税公課が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理事業と自主事業の租税公課をそれぞれ独立させて記載するよう指導を行い、改善が図られたことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(太平洋総業サービス株式会社)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(5) 収支報告書を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

事業報告における収支報告を確認したところ、次のとおり不適切な事例があった。収支報告は、指定管理業務について本市が求める水準により行われたかを判断する重要な要素であることから、指定管理者は適正な収支報告書を提出されたい。また、市は収支報告書の作成に関して指定管理者に対し適切な指示を行うとともに、収支報告書の確認を確実に行われたい。

ア 自然の家における事例

[指摘の要旨]

(ア) 収入の部において、主催事業に係る収入が二重に計上されていた事例

(イ) 指定管理業務である販売事業に係る物品販売収入が、自主事業収入として計上されていた事例

(ウ) 委託費の予算額や消耗品費の科目が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、収支報告上の収入の二重計上及び予算額や科目について、指定管理者に適切な記入を行うよう指導を行い、指定管理者から再発防止策及び修正した収支報告書の提出を受け、収支報告が適正に作成されていることを確認しました。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

イ 川崎市営自転車等駐車場における事例

[指摘の要旨]

(ア) 南部ブロックについて、支出である返還金が収入の部に、また納付金減収分が支出の部に、それぞれマイナスの数値で計上されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、会計処理の適正化を図るよう指導を行い、訂正された収支報告書を確認しました。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合)

(建設緑政局自転車対策室)

(イ) 指定管理者が異なる南部ブロックと中・北部ブロックで記載方法が不統一である事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理業務における収支報告書の記載内容を統一しました。

(建設緑政局自転車対策室)

(ウ) 南部ブロックの自主事業収入について、平成25年度から市の指示により、支出の部に自主事業関連費として、マイナスの数値で計上されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、自主事業については収入と支出を別計上することで、自主事業に係る収支が指定管理業務にかかる収支と混在しないよう指導を行い、修正された収支報告書を確認しました。

今後は再発防止に向けて、収支報告書については、複数の職員による確認を行います。

(建設緑政局自転車対策室)

[指摘の要旨]

(エ) 中・北部ブロックについて、本来は存在する雑収入を記載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、会計処理の適正化を図るよう指導を行い、雑収入

の欄を設けた収支報告書を確認しました。

今後は再発防止のため、収支報告書について複数の職員により確認を行います。

(川崎市交通安全協会・NCD共同企業体)

(建設緑政局自転車対策室)

#### (6) 臨時の開所等に係る報告を行うべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎市少年自然の家条例第7条によると、自然の家の休所日は12月28日から翌年の1月4日までの日とされ、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、臨時に開所又は休所できると定められている。また、川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書（以下「自然の家基本協定書」という。）第18条第1項によると、指定管理者は臨時の開所又は休所を行う場合は事前に報告するものとされている。

自然の家の休所日についてみたところ、平成23年度以降、毎年、条例で定められた休所日に開所されていたが、事前の報告がなされていなかった。

市は、指定管理者に対して、自然の家基本協定書に基づき報告を行うよう指導されたい。

##### [措置内容]

指摘事項については、条例・基本協定書の定めに沿って、臨時の開所等を行う場合は、事前に書面で報告を行うこと、その書面に相応の理由を示すこと、利用者への周知方法を記載することを指定管理者へ指導しました。

なお、平成26年度の臨時の開所については事前に指定管理者から報告があり、許可を行いました。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

(7) 施設管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自然の家基本協定書第24条第2項によると、修繕は、原則、1件につき100万円以上のものについては教育委員会及び市が実施し、1件につき100万円未満のものについては指定管理者が実施するものとされている。また、業務仕様書によると、指定管理者の施設管理業務として、内部・外観の日常点検及び定期点検による破損・故障箇所等の早期発見を行い、緊急を要する場合には100万円以上の修繕も指定管理者の負担で実施できるものとされている。

自然の家における施設管理についてみたところ、指定管理者は116件の修繕を行っていたものの、次のように修繕が必要となる事例があった。

市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図られたい。

- ア 汚水処理施設等の目隠し壁の基礎が朽ちており倒壊の危険があった事例
- イ ワーキングホールの排煙設備が故障していた事例
- ウ ベランダなどの手すりが老朽化し破損していた事例
- エ 非常口の土台が破損していた事例
- オ 身体障害者用トイレのアコーディオンカーテンが破損していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者へ再発防止策を提示するよう指導を行い、指定管理者から示された再発防止策を了承しました。

汚水処理施設等の目隠し壁の基礎については、倒壊の危険がある壁を撤去して、新たな目隠し壁を設置したことを確認しました。

また、ワーキングホールの排煙設備、ベランダなどの手すり、ワーキングホールの身体障害者用トイレについては、改善を行ったことを確認しました。

非常口の土台については、平成27年夏期に修繕予定となっています。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

(8) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自然の家における備品管理についてみたところ、次のような事例があった。

市及び管理者は、適正な備品管理を行われたい。

[指摘の要旨]

ア 指定管理者に無償で貸与できるとされている備品等について、貸与備品等の一覧が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、貸与備品等の一覧を作成しました。

[指摘の要旨]

イ 指定管理者が所有する備品等について、備品等管理簿が作成されておらず、備品シールも添付されていなかったため、帰属先が明らかでなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に帰属する備品について、備品等管理簿を作成し、帰属先が分かるよう表示を貼付するよう指導を行いました。

[指摘の要旨]

ウ 備品整理簿に登載されている備品について、所在不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在不明となっていた備品については、すでに故障等により廃棄していたことを確認したため、備品としての廃棄の処理を行いました。

[指摘の要旨]

エ 平成9年に購入した軽自動車について、備品整理簿への登載を行っていなかった事例

なお、このことについては、平成20年度の財政援助団体等監査においても文書注意を行ったところであり、備品等を所管する教育委員会へ申し入れるとの報告を受けたものの未だ改善されていないことから速やかに是正されたい。

[措置内容]

指摘事項については、軽自動車について備品登録をした後、売却処分の手続きを取りました。

[指摘の要旨]

オ 使用予定のない備品が多数保管されていることから、有効活用等について検討すべき事例

[措置内容]

指摘事項については、使用予定のない備品は平成28年度末までに処分する予定です。

[指摘の要旨]

カ 重要物品である立体地図のカバーが破損していた事例

[措置内容]

指摘事項については、立体地図のカバーについて修繕を行い、完了したことを確認しました。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・子ども局子ども本部青少年育成課)

(9) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市みぞのくち保育園の指定管理に関する基本協定書第13条によると、指定管理料にて取得した単価2万円以上の備品については市に帰属するとされている。

平成25年度における購入備品をみたところ、本市への帰属備品が指定管理者の固定資産としても計上されていた事例があった。

指定管理者は、適切に固定資産管理を行われるとともに、市は指定管理者に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者の備品台帳に関して、帳票の訂正削除を行うよう指導を行い、削除されたことを確認しました。

今後は内部のチェック体制を強化し、適正化に努めていきます。

(社会福祉法人大慈会)

(高津区役所こども支援室)

(10) その他改善を要する軽易な事項

ア 再委託の承諾を書面により行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者が、指定管理業務以外に市から受託した藤子・F・不二雄ミュージアム交通誘導警備業務を再委託する際に、契約に定められた書面による承諾を市が行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成27年度の再委託については指定管理者として文書による申請を行い、市として承諾を行いました。

今後は適正な事務処理を行っていきます。



(市民・こども局市民文化室)

イ 自動販売機等の設置台数を定めるべきもの

[指摘の要旨]

自然の家において、協定の締結時に定めるものとされている自動販売機及びコイン式洗濯機の設置台数が定められていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成27年度協定書から、自動販売機、コイン式洗濯機等の設置台数を決めました。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

ウ リスク分担の詳細を定めるべきもの

[指摘の要旨]

自然の家における自然の家基本協定書について、リスク分担に関する事項が不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議を行った上でリスク分担の詳細を定め、平成27年度協定書にリスク分担表を記載しました。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

エ 指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市国際交流センターにおいて、指定管理者が持ち込んだ備品について物品管理簿が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者が持ち込んだ備品について物品

管理簿を作成するよう指導を行い、物品管理簿を確認しました。

今後についても、適正な事務の執行に努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体)

(総務局国際施策調整室)

[指摘の要旨]

(イ) かわさき新産業創造センターにおいて、指定管理者が管理業務のために購入した備品が購入備品管理簿に登載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し是正を指導し、備品管理簿へ登載したことを確認しました。

今後は再発防止のため、指定管理者が備品等を購入した場合には、備品管理簿への登載状況について報告を求めることとしました。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体)

(経済労働局次世代産業推進室)

[指摘の要旨]

(ウ) 多摩川緑地バーベキュー広場における市からの貸与備品の一部について、備品整理簿への登載を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載しました。

今後は適正な管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

[指摘の要旨]

(エ) 市営自転車等駐車場南・中・北部ブロックにおける市からの貸与備品の

全件について、備品整理簿への登載を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、各駐輪場の備品調査を行い、備品登録簿へ登載しました。

今後は適正な管理に努めます。

(建設緑政局自転車対策室)

[指摘の要旨]

(オ) 川崎市くじ保育園における指定管理料で購入した本市帰属備品について、備品整理簿への登載を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載しました。

今後は適正な管理に努めます。

(高津区役所こども支援室)

[指摘の要旨]

(カ) 川崎市くじ保育園の備品について、備品票が貼付されていない事例

[措置内容]

指摘事項については、備品票を貼付しました。

今後は適正な管理に努めます。

(高津区役所こども支援室)

[指摘の要旨]

(キ) 川崎市みぞのくち保育園において廃棄及び保管換え手続きが、川崎市くじ保育園において保管換え手続きが適正に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、保管換え手続きを完了しました。

今後は適正な管理に努めます。

(高津区役所こども支援室)